



近畿地方における水産物行商活動の変容

メタデータ	言語: jpn 出版者: 宮崎大学教育文化学部 公開日: 2011-07-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 周作 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10458/3450

近畿地方における水産物行商活動の変容

中村 周作

Changes in Seafood Peddling Activity in the Kinki District

Shusaku NAKAMURA

1. はじめに

筆者は、かつて(1982~84年)、わが国全域を対象として水産物行商人の分布と活動の地域的展開、およびその行動上の特徴について論究した¹⁾。それによると、当時、いわゆる在来型水産物行商人がおおよそ22,000名、自動車営業者がおおよそ15,000名あった。彼らの分布は、前者が主要産地市場や大都市に近接する漁村などに顕著な集中をみせたのに対し、後者は従来の鮮魚流通の空白地であった内陸部や僻地性の強い地域に集中するなど大きな違いがみとめられた。

近畿地方に関していうと、前回調査時(1982~84年)、2府5県で在来型行商人が計2,587名(府県別内訳:兵庫県751名、大阪府252名、京都府448名、滋賀県17名、奈良県5名²⁾、和歌山県567名、三重県547名)、自動車営業者が、計2,568名(府県別内訳:兵庫県699名、大阪府88名、京都府489名、滋賀県157名、奈良県212名、和歌山県215名、三重県708名)を数えた。

かつての調査から20年を経た今日、その活動形態、活動内容に大きな変容が予想される水産物行商について、先に筆者は、中国、九州、中部、関東、四国、北海道・東北地方に関する報告を行った³⁾。本稿は、全国にわたる水産物行商活動の実態調査の第7報として、近畿地方の事例について、各府県別に詳細な検討を行う⁴⁾。

2. 在来型行商および自動車営業の実態

(1) 兵庫県

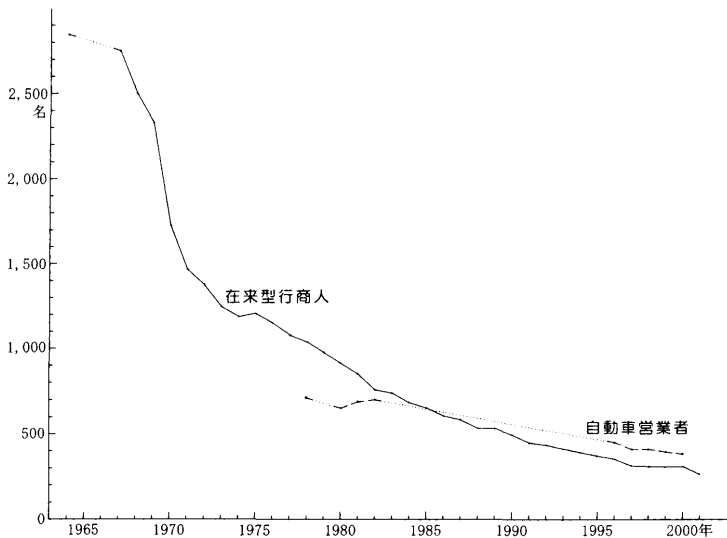
兵庫県には、在来型行商に関する条例法規として「魚介類行商条例」⁵⁾があり、政令指定都市である神戸市もこれを準用している。営業者は、これに基づいて、住所地保健所における登録を経て営業を行っている。この登録の有効期間は、かつての1年から2年に延長されている。

自動車営業は、「食品衛生法」の下、「食品衛生法基準条例」⁶⁾に基づき、これも住所地保健所で許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつて新規2年、更新3年であったものが、一律に5年更新となった。なお、兵庫県における自動車営業車は、氷冷蔵式の保冷

車でも可とされており、肉、乳類、野菜、雑貨などとの混載型車両が多いということであった⁷⁾。

第1図をもとに、営業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人は、県の資料が残っている中での最大が1964年の2,845名であり、前回調査時(1982年)で751名であったが、1999年現在で312名となった。前回調査からの17年間での減少率が58.5%、年当たり3.4%の大幅減となっている。一方、自動車営業者は、県の資料中での最大が1978年の710名であり、82年で699名であったが、2000年現在で381名となった。こちらは、前回調査からの18年間での減少率が45.6%、年当たり2.5%の減少となっている。

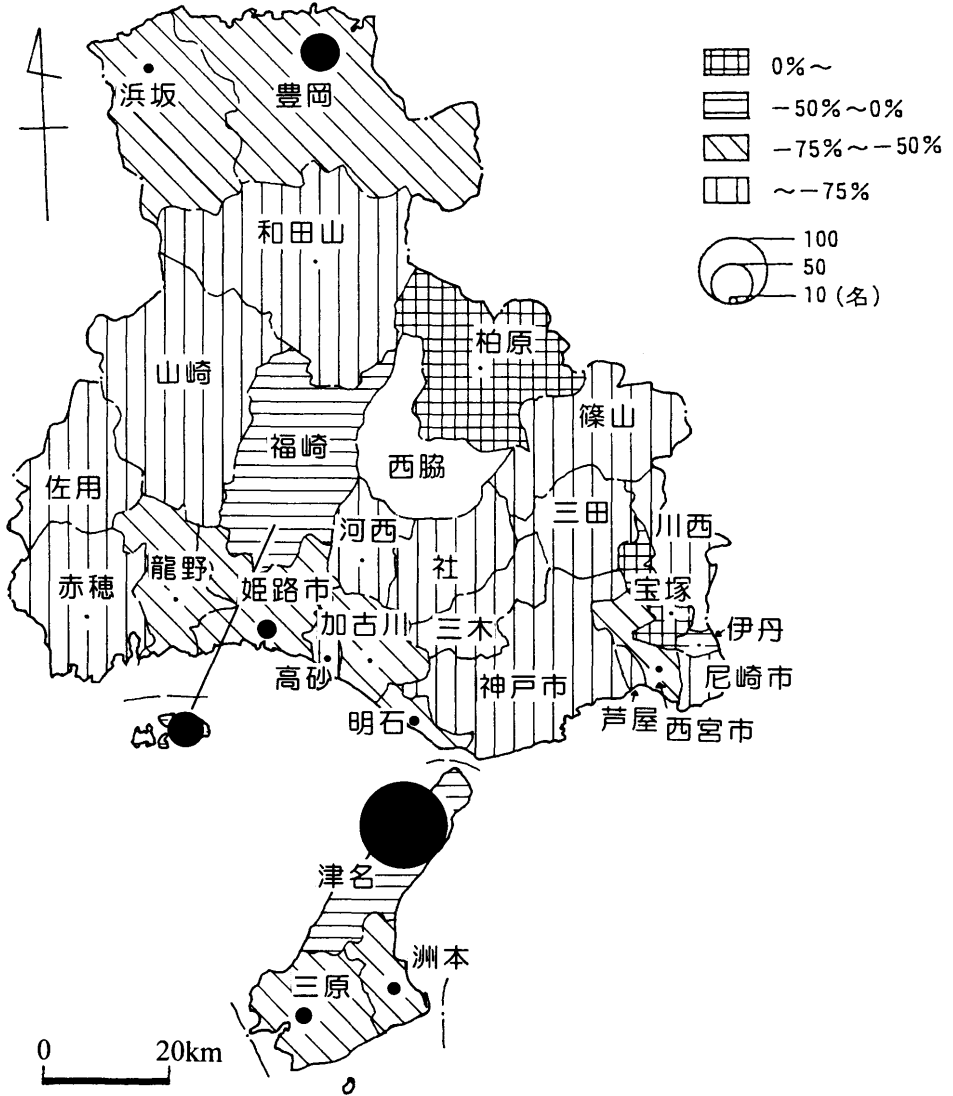
第2-1図、第2-2図をもとに、営業者の保健所区別分布をみてみる。在来型行商で営業者が多いのは、淡路島北部の津名管内(126名)、豊岡管内(51名)、家島諸島を抱える福崎管内(46名)である。一方で、都市部や内陸部での営業者の減少が顕著にみられ、全29管内のうち11管内で営業者が0となった。なお、もともと数は少ないが、宝塚管内(営業者1名を維持)と柏原管内(0から2名へ増加)が目立っている。往時の在来型行商について、『日本の民俗』にいくつかの記述がある。例えば、浜坂町から養父郡八鹿町妙見地区へ天秤棒で担う鮮魚行商、高砂市や姫路市曾根、大塩、的形地区から宍粟郡波賀町水谷地区への干物行商、龍野市や姫路市から揖保郡新宮町市野保地区への干物行商、洲本市由良地区における頭上運搬での鮮魚行商、家島における雑魚類の振り売りなどがあった⁸⁾。



第1図 兵庫県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

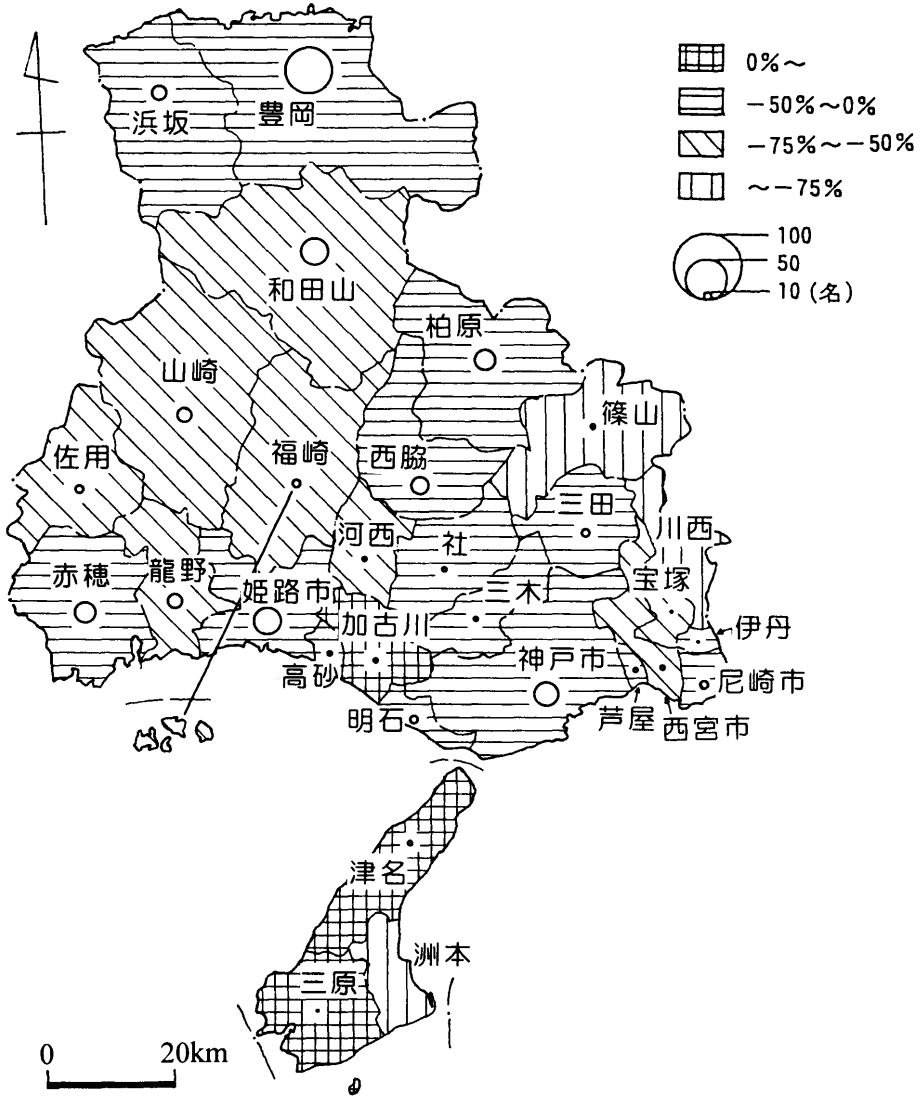
折れ線グラフの点線部分は資料欠。

兵庫県健康生活部健康局生活衛生課，神戸市保健所などの資料により作成。



第2-1図 兵庫県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1982～1999年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2001年現在。兵庫県健康生活部健康局生活衛生課，神戸市保健所などの資料により作成。



第2-2図 兵庫県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

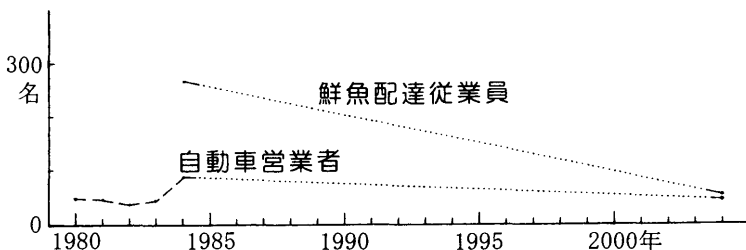
増減率：1982~2000年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2001年現在。兵庫県健康生活部健康局生活衛生課，神戸市保健所などの資料により作成。

自動車営業者が多いのは、豊岡管内（65名）、和田山管内（37名）、姫路市管内（34名）、神戸市管内（32名）であり、山陰地方、あるいは瀬戸内海側の都市部を中心に活動展開がみとめられるが、在来型行商と違って、淡路島3管内に少ないことがわかる。

(2) 大阪府

大阪府では、在来型行商の活動を認めていない、しかし、それに類するものとして「鮮魚配達従業員」を認めており、これに関して「魚介類販売業中店舗を持たない者の取扱いについて」⁹⁾があり、大阪市等もこれを準用している。営業者は、これに基づき、管轄保健所に1年更新で届出をして営業を行っている。ただし、配達従業員は、基本的に店舗や消費者から注文を受けて、市場から品物を配達する者であり、いわゆる行商人ではない。なお、配達従業員には、第1類と第2類の区別があり、前者が店舗兼業者、後者が配達専業者である。大阪府下18保健所に個別に問い合わせたところ、前者が24名、後者が28名と拮抗した業者数となっている¹⁰⁾。この配達従業員は、自転車利用者が多いが、中には氷冷蔵で、野菜などとの混載型車両を使っている者もある¹¹⁾。

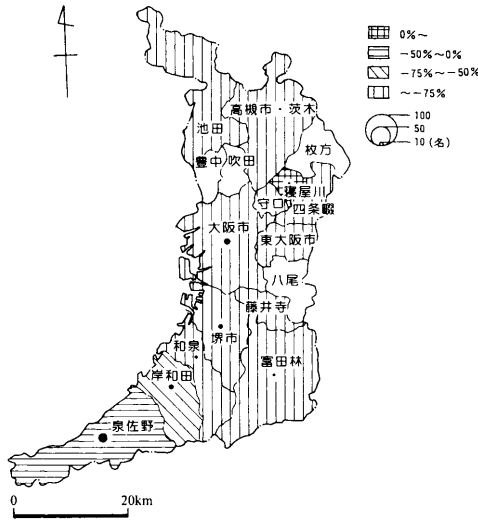
自動車営業は、「食品衛生法施行条例」¹²⁾の下、「自動車による食肉、魚介類および乳類販売業の指導取締りについて」¹³⁾に基づき、営業地保健所で許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつて2年であったものが5年に延長されている。なお、自動車営業車には、規定上機械式電気冷蔵施設の設置が義務づけられていないが、府として、衛生上の観点から設置を指導しているとのことであった¹⁴⁾。大阪府下18保健所については、自動車営業車の車型についても個別に問い合わせることで、一部回答を得ることができた。それによると、魚介類専売車が多いのは、堺市、豊中管内といった都市中心部であり、肉、乳類、野菜、雑貨などとの混載型車両が多いのは、四条畷、藤井寺、富田林、泉佐野管内といった府の周辺部にあたる地域であった。



第3図 大阪府における鮮魚配達従業員・自動車営業者数の変化

折れ線グラフの点線部分は資料欠。

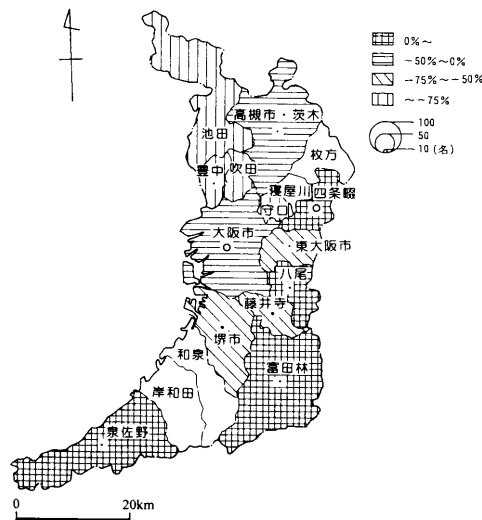
大阪府健康福祉部食の安全推進課、大阪市、堺市、高槻市、および各保健所などの資料により作成。



第 4 - 1 図 大阪府における鮮魚配達従業員の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2004年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2004年現在（一部改変：高槻市保健所管内と茨木保健所管内を合併表記）。

大阪府健康福祉部食の安全推進課，大阪市，堺市，高槻市，および各保健所などの資料により作成。



第 4 - 2 図 大阪府における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2004年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2004年現在（一部改変：高槻市保健所管内と茨木保健所管内を合併表記）。

大阪府健康福祉部食の安全推進課，大阪市，堺市，高槻市，および各保健所などの資料により作成。

第3図をもとに、営業者数の変化についてみてみよう。鮮魚配達従業員は、前回調査時(1984年)で252名あったが、2004年現在で52名となった。20年間での減少率が79.4%、年当たり4.0%の大幅減となっている。一方、自動車営業者は、府の資料が残っている中での最大が前回調査時(1984年)の88名であったが、こちらは、2004年現在で44名となった。20年間での減少率が50.0%、年当たり2.5%の減少となっている。

第4-1図、第4-2図をもとに、営業者の保健所区別分布をみてみる。鮮魚配達従業員が多いのは、泉佐野管内(20名)、大阪市管内(12名)であるが、府全域的に減少傾向が著しい。なお、寝屋川管内は営業者が前回の0名から1名に増えている。

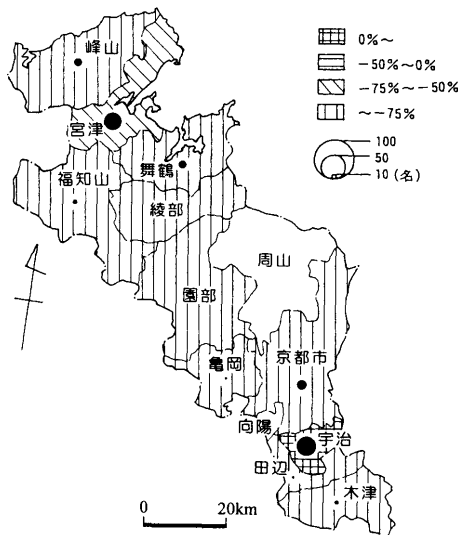
自動車営業者が多いのは、大阪市管内(17名)と四条畷管内(15名)であるが、こちらも府全体として活動不活発地域となっていることがわかる。

(3) 京都府

京都府には、在来型行商に関する条例法規として「食品行商衛生条例」¹⁵⁾があり、政令指定都市である京都市もこれを準用している。営業者は、これに基づいて、住所地保健所における1年更新の登録を経て営業を行っている。

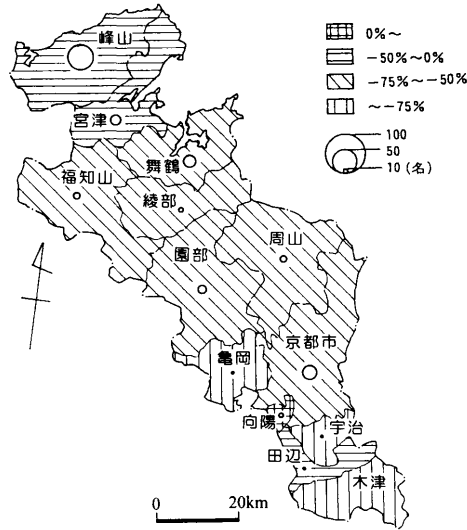
自動車営業は、食品衛生法の下、「食品衛生法施行細則」¹⁶⁾に基づき、営業地保健所における許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつての2年から5年に延長されている。なお、京都府における自動車営業車は、氷冷蔵の保冷車でも可とされている。

京都府では、経年変化を捉えるデータが得られなかったので、前回調査の1984年と今回のデータを比較することで、その変容の把握を試みる。その結果、在来型行商人は、448名から2002



第5-1図 京都府における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2003年現在。京都府保健福祉部生活衛生課，京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課などの資料により作成。



第5-2図 京都府における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2003年現在。

京都府保健福祉部生活衛生課，京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課などの資料により作成。

年現在で127名となった。18年間での減少率が71.7%，年当たり4.0%の大幅減となっている。一方，自動車営業者は，489名から2002年現在で212名となった。こちらは，18年間での減少率が56.6%，年当たり3.1%の減少となっている。

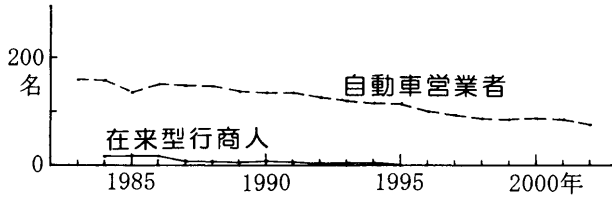
第5-1図，第5-2図をもとに，営業者の保健所区別分布をみてもみる。在来型行商人が多いのは，宇治管内（42名）の他，宮津管内（37名），舞鶴管内（13名），京都市管内（15名），峰山管内（11名）である。宮津，舞鶴，峰山といった魚介類産地や大消費地である京都市で営業者が多いのは当然と考えられる。ただ，京都市に準ずる消費地とはいえ，内陸の宇治管内に営業者が集中している理由については，保健所においても不明ということであった。京都府における往時の在来型行商についても『日本の民俗』にいくつかの記述がある。例えば，宮津市栗田地区から綾部市大又地区へのコンブ，ダシジャコ行商，伊根町平田地区や丹後町袖志地区から宮津，舞鶴，さらに福井県の小浜，高浜にまで出向いた船による行商があった¹⁷⁾。

自動車営業者が多いのは，在来型行商同様沿岸部の峰山管内（60名），舞鶴管内（28名），宮津管内（22名）と大消費地の京都市管内（30名）である。ただし，自動車営業の場合は，在来型行商活動が消失した内陸諸管内でも少なからず営業活動がみとめられる。

(4) 滋賀県

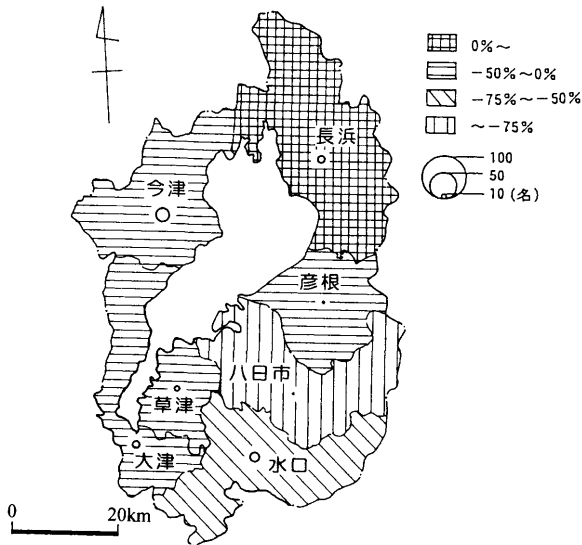
滋賀県には，かつて在来型行商に関して「滋賀県魚介類行商指導要綱¹⁸⁾」があり，営業者は，これに基づいて，管轄保健所に1年更新で届出をして営業を行っていた。

自動車営業は，食品衛生法の下，「滋賀県食品衛生基準条例¹⁹⁾」に基づき，営業地保健所における許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は，かつての3年から5年に延長さ



第6図 滋賀県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

滋賀県県民文化生活部生活衛生課などの資料により作成。



第7図 滋賀県における自動車営業者の保健所別分布および増減率

増減率：1984～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2003年現在。滋賀県県民文化生活部生活衛生課などの資料により作成。

れている。なお、滋賀県における自動車営業車には、機械式電気冷蔵施設の設置が義務づけられている。

第6図をもとに、営業者数の変化についてみてみよう。滋賀県の場合、内陸に位置し隔海度が大きいこともあって、もともと在来型行商人は少なかった。それでも、前回調査の1984年には、県全体で17名の営業者があった。彼らは、主に淡水魚を扱い、鮮度が落ちやすいため、自転車やバイクによる近距離行商を行っていた²⁰⁾。しかし、これらの営業者も年々減り、ついに1995年には営業者が0となって、今日に至っている。一方、自動車営業者は、前回調査時(1984年)の157名から2002年現在で75名となった。こちら、18年間の減少率が52.2%、年当たり2.9%の減少となっている。

先述のとおり、滋賀県では、現在、在来型行商活動はみとめられない。ただ、琵琶湖で捕れた魚を漁師から仕入れて近在を売り歩くセンバ(魚商人)²¹⁾やポテフリ(棒手振り)と称される営業活動は、かなり昔からあったことが文献にある。例えば、今在家や北小松では男性行商人が多くみられた²²⁾。堅田から坂本への行商人は、ポテフリから自転車、バイクへと移動手段が変わった²³⁾。吉川方面から自転車で永原、江部、久野部、野洲方面に出向く女性のセンバが10名近くあった²⁴⁾。草津市志那からの旧常盤村を回っていたセンバは、自転車、バイク、自動車へと移動手段が変わった²⁵⁾などである。

第7図をもとに、自動車営業者の保健所区別分布をみてみる。営業者が多いのは、今津管内(25名)、水口管内(16名)、長浜管内(13名)などであり、都市部よりも僻地に強い自動車営業の特徴が明らかである。

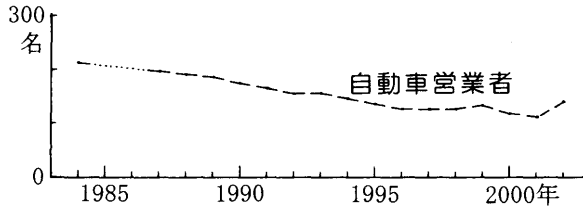
(5) 奈良県

奈良県には、在来型行商に関して「魚介類の行商の指導について」²⁶⁾に基づいて保健所が指導を行っているが、営業活動を行うに当たって保健所への届出、登録、許可等が義務づけられていない。

自動車営業は、食品衛生法に係る「奈良県食品衛生法施行条例」²⁷⁾の下、「自動車による食品の移動販売に関する取扱要領」²⁸⁾に基づき、営業地保健所における許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつての2年から5年に延長されている。なお、奈良県における自動車営業車は、暫定的措置としてはあるが、氷冷蔵も認められている。業態としては、県内業者の場合、肉、乳類、野菜、雑貨などの混載型車両(いわゆる移動スーパー)が大半を占めるが、新たな展開として、近年、三重県尾鷲地方から吉野郡へのマグロ専売車が入っているとのことであった²⁹⁾。

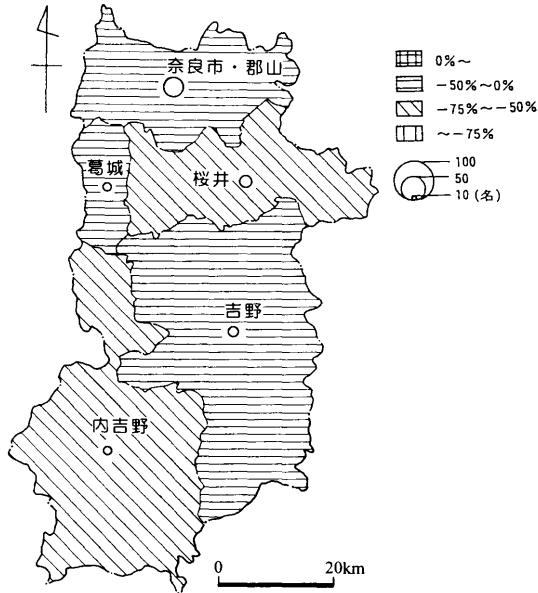
奈良県では、在来型行商の営業に当たって、保健所への申請が不要のため、保健所において営業者数を把握していない。前回調査において個別保健所に問い合わせたところでも不明という回答がほとんどであったが、唯一内吉野保健所から5名という回答を得ることができた。県として営業者数を把握していない状況は、今回調査でも変わらず、在来型行商人の数は不明ということであった。なお、往時の状況について『日本の民俗』によると、吉野地方へ熊野方面からサンマやサバが行商人によって持ち込まれ、家々では買いだめをし塩漬けなどにして保存していたという記述がみられる³⁰⁾。

第8図をもとに、自動車営業者の変化についてみてみよう。営業者は、前回調査時(1984年)で212名あったが、その後漸減し、2002年現在で121名となった。18年間での減少率が42.9%、



第8図 奈良県における自動車営業業者数の変化

折れ線グラフの点線部分は資料欠。
奈良県福祉部健康局生活衛生課などの資料により作成。



第9図 奈良県における自動車営業業者の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2003年現在（一部改変；奈良市と郡山保健所管内を合併表記）。

奈良県福祉部健康局生活衛生課などの資料により作成。

年当たり2.4%の減少となっている。

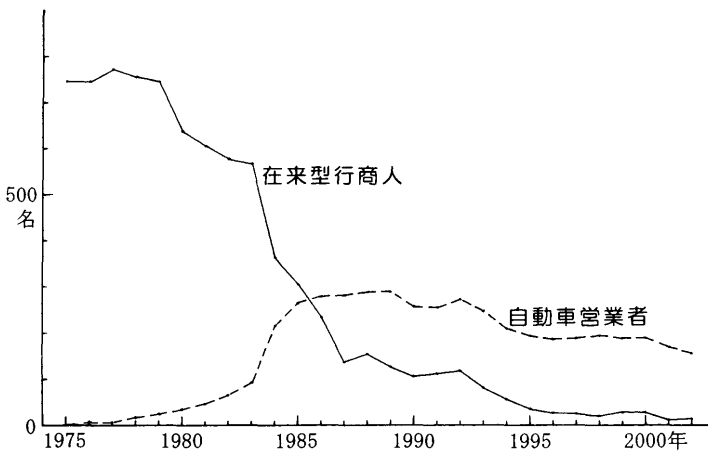
第9図をもとに、自動車営業者の保健所別分布をみってみる。営業者数の最大が奈良市・郡山管内の44名であり、最少が葛城管内の15名となっている。こうしてみると、奈良県における自動車営業者は、都市部、山間部にかかわらず、比較的均等な分布がみられることがわかる。さらに、増減率で中心地区である奈良市・郡山管内をみると、営業者は、奈良市内で大きく減少しているにもかかわらず、近郊住宅地区を多く抱える郡山管内で大きく増加しており、注目される。

(6) 和歌山県

和歌山県には、在来型行商に関する条例法規として「和歌山県魚介類行商条例」³¹⁾があり、営業者は、これに基づいて、住所地保健所における2年更新の許可を得て営業を行っている。

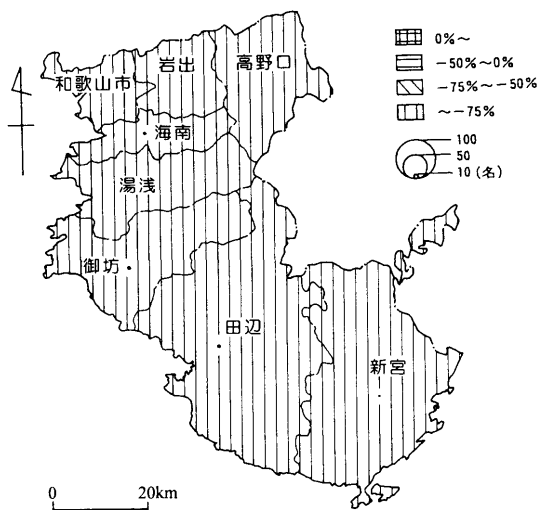
自動車営業は、食品衛生法に係る「食品衛生法施行条例」³²⁾の下、「食品移動販売車による営業許可の取扱要綱」³³⁾に基づき、これも住所地保健所における許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつての3年から5、ないし6年に延長されている。なお、和歌山県における自動車営業車は、氷冷蔵の保冷車でも可とされており、野菜、雑貨などとの混載型車両が多くなっている³⁴⁾。

第10図をもとに、営業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人は、県の資料が残っている中での最大が1977年の771名であり、前回調査時（1984年）で567名あったが、2002年現在で、わずか12名となった。前回調査からの18年間での減少率が97.9%、年当たり5.4%の大幅減となった。一方、自動車営業者は、県の資料では1976年の6名に始まり、85年時で215名、



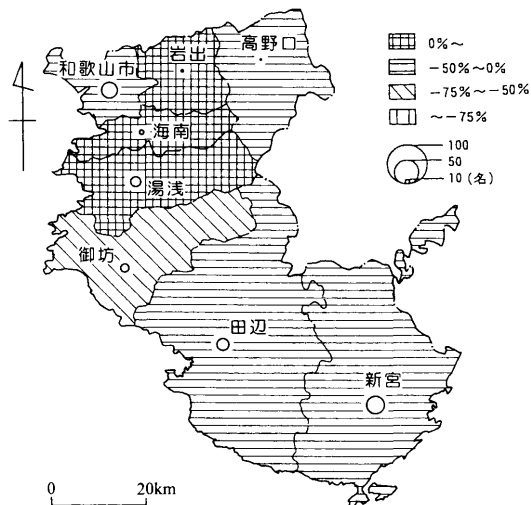
第10図 和歌山県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

和歌山県環境生活部生活衛生課などの資料により作成。



第11-1図 和歌山県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2004年現在。和歌山県環境生活部生活衛生課などの資料により作成。



第11-2図 和歌山県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2004年現在。和歌山県環境生活部生活衛生課などの資料により作成。

その後漸増し、89年には288名となった。しかし、その後は漸減に転じ、2002年現在で154名となった。こちらは、前回調査からの17年間での減少率が28.4%、年当たり1.5%の減少となっている。

第11-1図、第11-2図をもとに、営業者の保健所別分布をみってみる。在来型行商人は、県全域的に前回調査時からの減少率が75%を超える大幅減少となった。中で田辺管内の5名が最大となっている。

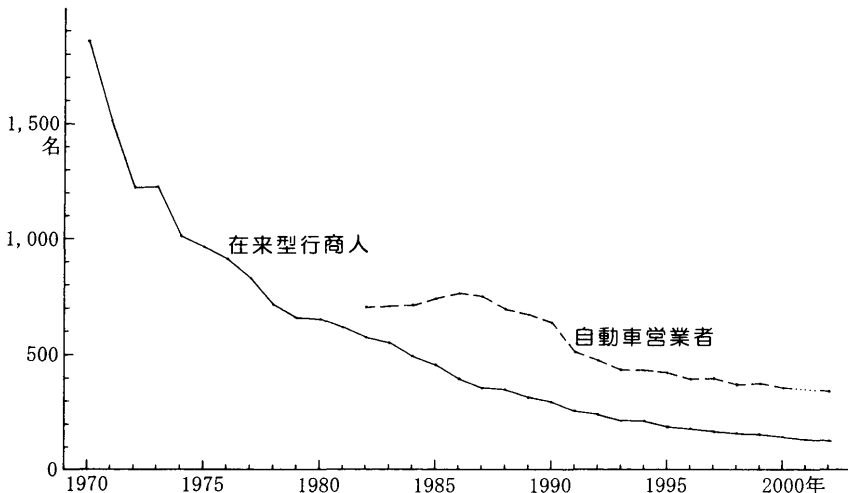
自動車営業者が多いのは、和歌山市管内（38名）、田辺管内（25名）、湯浅管内（20名）、古座管内（20名）などである。特に県北の岩出、海南、湯浅の3管内は、数的には少ないものの増加傾向にあることが注目される。

(7) 三重県

三重県には、在来型行商人に関する条例法規として「三重県魚介類行商営業条例」³⁵⁾があり、営業者は、これに基づいて、住所地保健所における1年更新の許可を得て営業を行っている。

自動車営業は、食品衛生法に係る「食品衛生の措置基準等に関する条例」³⁶⁾の下、「自動車による食品の調理販売営業取扱要領」³⁷⁾に基づき、営業地保健所における許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつての3年が5年に延長されている。なお、三重県における自動車営業車は、氷冷蔵の保冷車でも可とされている。

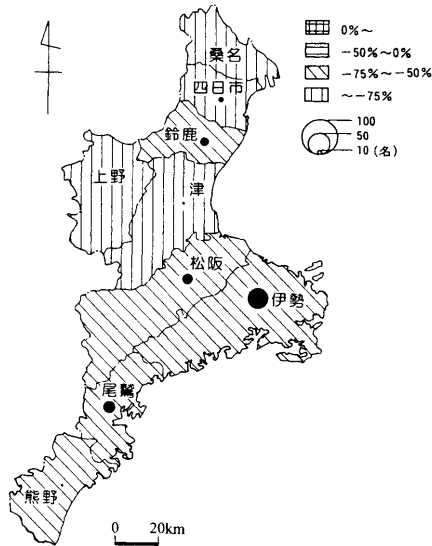
第12図をもとに、営業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人は、県の資料が残っている中で最大の1970年の1,859名であり、前回調査時（1983年）で547名あったが、2002年現在で126名となった。前回調査からの19年間での減少率が77.0%、年当たり4.1%の大幅減となっ



第12図 三重県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

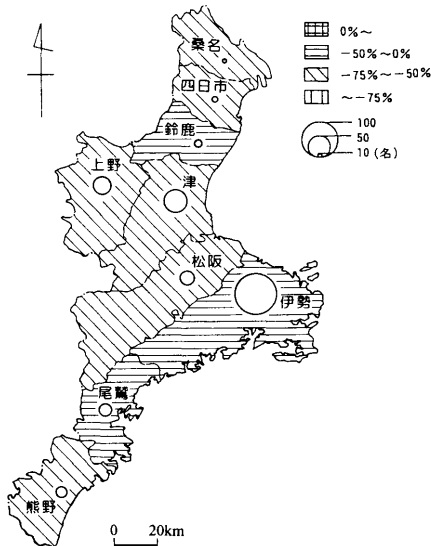
折れ線グラフの点線部分は資料欠。

三重県健康福祉部薬務食品環境課などの資料により作成。



第13-1図 三重県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1983～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2003年現在。三重県健康福祉部薬務食品環境課などの資料により作成。



第13-2図 三重県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

増減率：1983～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2003年現在。三重県健康福祉部薬務食品環境課などの資料により作成。

ている。一方、自動車営業者は、県の資料上1982年の704名から始まり、翌年の前回調査時（1983年）で708名となった。その後漸増し、1986年にピークの761名となった。しかし、それ以降は減少に転じ、2002年現在で348名となっている。こちらは、前回調査からの19年間での減少率が50.8%、年当たり2.7%の減少となっている。

第13-1図、第13-2図をもとに、営業者の保健所別分布をみってみる。在来型行商人が多いのは、伊勢管内（52名）、尾鷲管内（24名）、松阪管内（20名）などの魚介類産地を抱える地域である。一方で、内陸の上野管内が営業者0となった他、県央から県北にかけての地域での減少が特に著しい。往時の在来型行商について、『日本の民俗』によると、度会郡南島町から山越えて宮川村、飯高町川俣地区、松阪、さらに遠く奈良方面にまで海産物を持ち込むカッチンボと称される行商人があった³⁸⁾。

自動車営業者が多いのは、伊勢管内（114名）、津管内（59名）、上野管内（45名）などであり、在来型行商に比べて内陸地域まで活発な活動がみとめられる。その中で、県北3管内での営業者が少なくなっている点が逆に目立っている。

3. 結 び

以上、近畿地方各府県における水産物在来型行商人と自動車営業者の数、および活動の変容について個別に解説を加えた。分析の結果、以下のことが明らかになった。

近畿地方においては、法規上、在来型行商の取り扱いが多様である。たとえば、行商条例を有しているのが兵庫、京都、和歌山、三重の4府県であり、要綱、ないし要領を有しているのが大阪、滋賀、奈良の3府県であった。営業者は、届出義務のない奈良県を除いて、住所地保健所等で1～2年更新の届出、登録、許可等を経て営業を行っている。これに対し、自動車営業は、各府県の食品衛生法関連条例に基づき、営業地、もしくは住所地保健所における許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、各府県とも5年程に延長されている。

行商形態、特に自動車営業のそれに関してみると、機械式冷蔵施設の設置を義務づけているのが京都府、滋賀県であり、設置を指導している大阪府の他、兵庫、奈良、和歌山、三重の各県では氷冷蔵が認められている。近畿地方では、一部の山間内陸地域を除いて、一般に人口稠密で産地と消費地の距離が短く、商品を早く捌くことができることが氷冷蔵が認められている理由と考えられる。また、内陸の農村地帯を多く抱える兵庫県や奈良県、和歌山県、大阪府の周辺地域などで肉、乳類、野菜、雑貨などとの混載型車両（いわゆる移動スーパー）が多く使われているのに対し、大阪都心部などで魚介類専売車がみとめられた。

今回の近畿地方での調査で判明した在来型行商人数は、届出不要のため数がわからない奈良県を除いて、計629名（府県別内訳：兵庫県312名、大阪府52名、京都府127名、滋賀県0名、和歌山県12名、三重県126名）であった。前回調査時からの減少率が75.7%、年当たり4.1%の大幅減となっている。一方、自動車営業者数は、計1,335名（府県別内訳：兵庫県381名、大阪府44名、京都府212名、滋賀県75名、奈良県121名、和歌山県154名、三重県348名）であった。こちらは、前回調査時からの減少率が48.0%、年当たり2.6%の減少となった。こうしてみると、前回調査時にほぼ拮抗していた在来型行商と自動車営業の営業者数は、大幅な減少によって、前者が後者の $\frac{1}{2}$ にまで落ち込んでいることがわかる。

当地区の在来型行商は、一部例外的に営業者の増えている地区もあるが、概ね活動の衰退が

著しく、滋賀県などのように、全県的に営業者が失われたところもみられた。一方、自動車営業も総じて数を減じているものの、産地近辺から内陸山間地に至るまで需要に応じての根強い活動の展開がみとめられた。

[付記] 本稿の作成に当たり、資料や情報の提供に快く応じていただいた府県、政令指定都市、中核市、および各保健所等の食品衛生担当諸氏に厚くお礼申し上げます。本研究は、平成15年度科学研究費補助金「原初的商業形態としての水産物行商にみる移動就業行動の時空間的展開に関する研究」（基盤研究(C)(2)、課題番号15520503）の一部を使用した。また、本稿の骨子は、2004年度人文地理学会大会（於佛教大学）において発表した。

注

- 1) 中村周作「水産物行商人の空間行動様式—山陰地方の事例を中心として—」人文地理37-4, 1985, 22-43頁。
- 2) 奈良県では、県として営業者数を把握していないが、前回調査で個別保健所に問い合わせたところ、唯一、内吉野保健所から5名という回答が得られた（他保健所管内は、全て不明という回答であった）。
- 3) ①中村周作「中国地方における水産物行商活動の変容」宮崎大学教育文化学部紀要（社会科学）7, 2002, 1-15頁。②中村周作「九州地方における水産物行商活動の変容」宮崎大学教育文化学部紀要（社会科学）8, 2003, 1-19頁。③中村周作「中部地方における水産物行商活動の変容」宮崎大学教育文化学部紀要（社会科学）10, 2004, 1-21頁。④中村周作「関東地方における水産物行商活動の変容」宮崎大学教育文化学部紀要（社会科学）10, 2004, 23-40頁。⑤中村周作「四国地方における水産物行商活動の変容」宮崎大学教育文化学部紀要（社会科学）11, 2004, 1-12頁。⑥中村周作「北海道・東北地方における水産物行商活動の変容」宮崎大学教育文化学部紀要（社会科学）12, 1-20頁。
- 4) 調査は、2001年8月の兵庫県、および神戸市を皮切りに、2002年8月に和歌山県、2003年8月に大阪府、大阪市、京都府、京都市、滋賀県、奈良県、三重県を訪問し、統計類と条例等に関する資料の入手、および現地状況に関する聞き取り調査を実施した。その後も随時、補充調査を行ってデータの収集に努めた。
- 5) 兵庫県「魚介類行商条例」（昭和39年4月1日条例第61号、改訂平成10年3月27日条例第8号）。同「魚介類行商条例施行規則」昭和39年4月1日規則第48号、改訂平成13年3月30日規則第77号）。
- 6) 兵庫県「食品衛生法基準条例」（平成11年12月20日条例第56号、改訂平成16年3月11日条例第5号）。同「食品衛生法施行細則」（昭和38年3月18日規則第11号、改訂平成16年3月11日規則第6号）。
- 7) 兵庫県健康生活部健康局生活衛生課における聞き取りによる。
- 8) 和田邦平『日本の民俗28 兵庫県』第一法規、1975, 109-112頁。
- 9) 大阪府「魚介類販売業中店舗を持たない者の取扱いについて」（昭和25年7月4日、改訂昭和27年12月16日）。
- 10) 調査は、2004年9月に実施した。
- 11) 大阪市健康福祉局健康推進部生活衛生課における聞き取りによる。
- 12) 大阪府「大阪府食品衛生法施行条例」（平成12年3月31日大阪府条例第14号）。同「大阪府食品衛生法施行細則」（昭和27年7月1日、大阪府規則第40号）。
- 13) 大阪府「自動車による食肉、魚介類および乳類販売業の指導取締りについて」（昭和42年6月5日）。
- 14) 大阪府健康福祉部食の安全推進課における聞き取りによる。
- 15) 京都府「食品行商衛生条例」（昭和31年4月1日京都府条例第11号）。同「食品行商衛生条例施行規則」（昭和31年4月19日京都府規則第18号）。

- 16) 京都府「食品衛生法施行細則」(平成12年3月30日京都府規則第12号)。
- 17) 竹田聰彦『日本の民俗26 京都府』第一法規, 1973, 95-98頁。
- 18) 滋賀県「滋賀県魚介類行商指導要綱」(昭和39年5月16日滋環第475号)。
- 19) 滋賀県「滋賀県食品衛生基準条例」(平成12年3月29日滋賀県条例第54号)。
- 20) 滋賀県県民文化生活部生活衛生課における聞き取りによる。
- 21) センバとは、魚行商人を指す江州方言である。滋賀県教育委員会編『湖西の漁労習俗 琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書4』滋賀県教育委員会, 1982, 329-331頁。
- 22) 橋本鉄男『日本の民俗25 滋賀県』第一法規, 1972, 105-107頁。
- 23) 滋賀県教育委員会編『びわ湖の専業漁労 琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書II』滋賀県教育委員会, 1980, 227-229頁。
- 24) 滋賀県教育委員会編『内湖と河川の漁法 琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書III』滋賀県教育委員会, 1981, 71-72頁。
- 25) 滋賀県教育委員会編『湖南の漁労活動 琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書5』滋賀県教育委員会, 1983, 136-137頁。
- 26) 奈良県衛生部長通知「魚介類の行商の指導について」(昭和54年10月1日環衛第350号)。
- 27) 奈良県「食品衛生法施行条例」(平成12年3月30日, 奈良県条例第38号)。同「食品衛生法施行細則」(昭和50年4月1日奈良県規則第1号, 改訂平成16年2月27日奈良県規則第37号)。
- 28) 奈良県「自動車による食品の移動販売に関する取扱要領」(昭和42年3月公衛第937号, 改訂平成7年11月24日生衛第524号の19)。
- 29) 奈良県福祉部健康局生活衛生課における聞き取りによる。
- 30) 保仙純剛『日本の民俗29 奈良県』第一法規, 1972, 117頁。
- 31) 和歌山県「和歌山県魚介類行商条例」(昭和42年3月15日条例第7号)。同「和歌山県魚介類行商条例施行規則」(昭和42年5月1日規則第53号)。
- 32) 和歌山県「食品衛生法施行条例」(平成12年3月27日条例第54号)。同「食品衛生法施行条例施行規則」(平成12年3月28日規則第31号)。
- 33) 和歌山県「食品移動販売車による営業許可の取扱要綱」(昭和51年8月11日)。
- 34) 和歌山県環境生活部生活衛生課における聞き取りによる。
- 35) 三重県「三重県魚介類行商営業条例」(昭和37年4月1日三重県条例第34号, 改訂平成9年3月25日三重県条例第9号)。同「三重県魚介類行商営業条例施行規則」(昭和37年4月1日三重県規則第30号, 改訂平成11年12月3日三重県規則第115号)。
- 36) 三重県「食品衛生の措置基準等に関する条例」(平成12年3月24日三重県条例第8号)。同「三重県食品衛生規則」(平成12年3月31日三重県規則第36号)。
- 37) 三重県「自動車による食品の調理販売営業取扱要領」(昭和59年3月21日食第235号)。
- 38) 堀田吉雄『日本の民俗24 三重県』第一法規, 1972, 101-102頁。